



令和2年4月1日から、 飲食店は「原則屋内禁煙」です！

改正健康増進法の施行により、
「望まない受動喫煙」防止対策が義務付けられました。

必要な対策が講じられていない場合は罰則が適用されることがあります。

皆さんのお店に必要な対策を確認しましょう

Check

- 令和2(2020)年4月1日時点で、営業している店舗である。
- 資本金又は出資の総額が5,000万円以下である。
- 客席面積が100m²以下である。

1つでも ×

すべて ✓

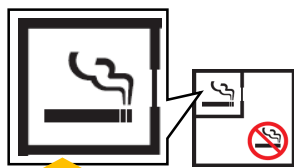
経過措置として
選択可能

店内禁煙



⇒対策①へ

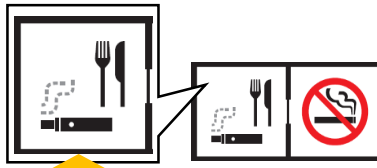
「喫煙専用室」
の設置



喫煙のみ可

⇒対策②へ

加熱式たばこ専用の
「喫煙専用室」の設置



飲食等も可

⇒対策②へ

店内での喫煙可



※20歳未満は入店不可

⇒対策③へ

【対策① 店舗を「全面禁煙」】



20歳未満のお子さんを含む家族等、
すべてのお客さんの入店が可能！

気持ちよく飲食を楽しめます。

お客様・従業員の方が喫煙しないよう
配慮に務めてください。

対策②・③は裏面へ

【対策②】店舗内に「喫煙専用室」を設ける

《必要な対策》

1. 技術的基準を満たした「喫煙専用室」の設置

2. 標識の掲示



3. 未成年者の「喫煙専用室」への立ち入り禁止

《技術的基準》

- 1) 専用室へ入り込む空気の流れが、0.2m/秒以上
- 2) たばこの煙が専用室外に流出しないような壁や天井での区画
- 3) たばこの煙が専用室から屋外に排気されている



※喫煙専用室内では、飲食等は不可

※「喫煙専用室」の使用を、加熱式たばこに限定した場合、喫煙専用室内での飲食は可能



喫煙専用室への20歳未満のお客さん・従業員の立ち入りができません

清掃等の就業上の立ち入りも制限されます

「受動喫煙防止対策助成金」について

事業者が受動喫煙防止の対策を推進するにあたり、喫煙専用室の設置・改修等の費用の一部を助成する制度です。

問い合わせ先 ☎ 017-734-4113 (青森労働局)

【対策③】「既存特定飲食提供施設」として、店舗を「喫煙可能店」とする

「既存特定飲食提供施設」とは、

- 令和2(2020)年4月1日現在で既に営業中の店舗
- 資本金又は出資5000万円以下
- 客席面積が100㎡以下

上記3つを全て満たす店舗

経過措置として

店内を「喫煙可」とできます



20歳未満のお客さんの入店ができなくなります

20歳未満のアルバイト等の従業員の就業も禁止となります

《必要な対策》

1. 保健所へ届出
2. 該当要件を証明する書類の準備と保存
客席の広さが分かる図面、資本金が記載された登記 等
3. 標識の掲示
4. 未成年者の店舗内への立ち入り禁止



《標識》

店舗出入口に、お客さんに見えるように掲示して下さい

法改正の内容については、厚生労働省のHPでも公開しています。保健所でも相談を受け付けています。

○お問い合わせ

中南地域県民局地域健康福祉部保健総室 (弘前保健所)

〒036-8356 弘前市大字下白銀町14-2

TEL: 0172-33-8521 FAX: 0172-33-8524

